

第 6 号議案

府中市子育て世代包括支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

妊産婦並びに子ども及びその保護者に対して母子保健及び子育て支援に関する事業を実施することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、府中市子育て世代包括支援センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

府中市子育て世代包括支援センター条例

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦並びに子ども及びその保護者に対して母子保健及び子育て支援に関する事業を実施することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 子育て世代包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

府中市子育て世代包括支援センター 府中市宮町1丁目41番地

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊産婦 妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。
- (2) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(施設)

第4条 府中市子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 健康診査室
- (2) 相談室
- (3) 講座室
- (4) 多目的スペース
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 妊産婦並びに子ども及びその保護者の実情の把握に関すること。

- (2) 妊娠期から子育て期にわたる各種の相談、情報提供、助言及び保健指導に関すること。
- (3) 妊産婦並びに子ども及びその保護者を対象とした支援の計画の策定に関すること。
- (4) 保健医療、福祉、教育等の関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 母子保健事業に関すること。
- (6) 子育て支援事業に関すること。
- (7) 継続的な支援が必要な妊産婦並びに子ども及びその保護者への支援に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(休館日)

第6条 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(センターを利用できる者)

第8条 センターを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住する妊産婦並びに子ども及びその保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(入館の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うおそれがあるとき。
- (3) センターの施設又はこれに付属する器具、遊具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 センターの施設又はこれに付属する器具、遊具等を損傷し、又は滅失した者は、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売又は営業行為の禁止)

第11条 センター内においては、市長の許可を受けずに物品を販売し、又は営業行為をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。